

公益財団法人高知県スポーツ協会利益相反ポリシー

公益財団法人高知県スポーツ協会（以下「本会」という。）は、スポーツの振興に関する事業を行い、県民の体力向上とスポーツ精神の高揚に寄与することを推進していますが、活動の過程において、本会及び本会役職員として求められる義務と、役職員が有することになる利益及び責務が衝突する状況（利益相反）が生じる可能性があります。

このため、本会は事業を推進するに当たり、利益相反の問題について対処するため、以下の利益相反ポリシーを定めます。

- 1 本会は、役職員が安心して取り組むことができる透明性の高い事業を推進するため、利益相反ポリシーを作成し継続的に運用します。
- 2 本会は、以下の利益相反取引による弊害を抑えることが自らの責務であることを役職員等が認識できるよう、利益相反ポリシーを配布して啓発活動を行い、適切な管理に努めます。

- 3 本会は、利益相反の適切な管理を行うため、原則として下記対象者からの申告に基づき、下記要素を考慮して適切に対処します。

（適用となる者（以下「対象者」という。））

- （1） 役・職員倫理規程第2条に規定する役・職員
- （2） 本会の会長から決裁権限を委任された者
- （3） 業務受託者であり、本会の取引に関与することができる者

（利益相反取引の承認に当たっての考慮要素）

利益相反取引は、次の要素を考慮して、取引が本会に利益となると判断した場合には承認することができるものとします。

- （1） 当該取引が本会にとって必要不可欠であること
- （2） 承認時点の試算で、当該取引により本会の利益を最大化できていること
- （3） 当該取引により、対象者が不当な利益を得ているとは言えないこと
- （4） 当該取引により、本会の公平性に疑念が生じるとは言えないこと

- 4 本会は、下記の利益相反取引に対し適切に対応することで、定款第3条に定める目的の実現を目指していきます。

（利益相反取引）

本会は、次のいずれかの場合に当たる者との取引を利益相反取引とみなします。

- （1） 取引の相手方（以下、「相手方」という。）が対象者、対象者の配偶者又は対象者の三親等内の親族である場合
- （2） 対象者、対象者の配偶者又は対象者の三親等内の親族が、現在、単独又は共同で相手方の株式又は持ち分の20%以上を保有する場合
- （3） 現在又は過去2年間において、相手方を委任者、対象者を受任者とする委任関係がある、又はあった場合
- （4） 現在又は過去2年間において、相手方を使用者、対象者を労働者とする雇用契約がある、又はあった場合

附 則

- 1 このポリシーは、令和4年4月1日から施行する。